### 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策 についての県からのお知らせ 8月号

平成21年8月1日 宮 城

発行:竹の内産廃処分場対策室

電話:022-211-2691

県政の推進につきましては,日ごろ格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。 処分場におきましては,施設の定期的な保守管理だけでなく,水質調査や硫化水素等のモニ タリングを実施し、周辺環境への影響の有無について確認しております。

- 1 健康相談会の御案内(8月・9月)について
- 2 宮城県保健環境センターの見学会について
- 3 避難用住宅の利用について
- 4 硫化水素モニタリングの結果(6月)について
- 5 発生ガス等調査の結果(6月)について
- 6 8月の環境調査等について

# 健康相談会の御案内(8月・9月)について

(1)開催日時

8月6日(木),8月20日(木),9月3日(木),9月17日(木) それぞれ午後1時30分から3時30分まで

(2)開催場所

村田町沼辺地区公民館

(3) 実施内容

医師,保健師等による問診を行います。また,希望があれば内科診察を行います。

- (4)申认方法
  - ・健康相談を希望される方は、開催日の前々日午後5時15分までに、下記の直通電 話までお申し込みください。なお ,事前申込み者がいない場合には中止とさせてい ただきますので,御了承ください。
  - ・相談時間は,お申し込み順に調整します。
  - ・相談会の実施方法について,御意見・御希望がありましたら,直通電話に御連絡願 います。
- (5)問い合わせ先

仙南保健福祉事務所 疾病対策班直通電話 0224-53-3121 受付は,午前8時30分から午後5時15分までです。(土・日,祝日を除く。)

# 2 宮城県保健環境センターの見学会について

宮城県保健環境センター(仙台市宮城野区幸町)では,環境に関する様々な調査研究を 行っております。竹の内地区産業廃棄物最終処分場に関する環境調査としては、バイオモ ニタリング調査や発生ガス等調査などを実施しており、特に、バイオモニタリング調査(A OD試験)については,水質を総合的に評価できる方法の一つとして,約30年前から宮 城県内の河川などにおける魚類のへい死事故の原因調査に活用しております。この調査方 法に関する見学会を次のとおり開催しますので、ぜひ御参加ください。

### (1)開催日時

平成21年8月27日(木)

村田町中央公民館を午後1時30分に出発しますので、出発時間までに集合願います。 なお、公民館から宮城県保健環境センターへの交通手段は公用車を予定しています。

(2)申込方法

平成21年8月20日の午後5時までに,下記の問い合わせ先にお申し込みください。

(3)問い合わせ先

竹の内産廃処分場対策室 電話 022-211-2691

## 避難用住宅の利用について

## (1)避難住宅

次の住宅(2戸)を確保し対応しております。

所在地: 名取市名取が丘四丁目 1 3 番

住宅名: 名取が丘四丁目県営住宅2号棟「304号、403号]

(2)申认方法

鍵の管理については,次の住民の代表の方にお願いしておりますので,御利用に当た りましては、こちらにお申し込み願います。

申込先:村田町沼辺字赤沼163-5 岡 久(おか ひさし)様

0 2 2 4 - 8 3 - 4 0 2 1

#### (3)問い合わせ先

仙南保健福祉事務所 疾病対策班直通電話 0224-53-3121 受付は,午前8時30分から午後5時15分まで。(ただし,土・日,祝日を除く。)

# 4 硫化水素モニタリングの結果(6月)について

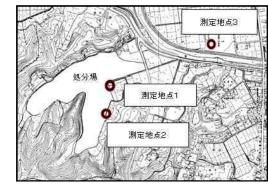
処分場内で発生した硫化水素による悪臭の影響を24時間連続で調査しております。6月 の調査結果は次のとおりでした。

## (1)測定期間

平成21年6月1日(月)から6月30日(火)

#### (2)測定地点

測定地点 1 発生ガス処理施設付近 測定地点 2 処分場東側敷地境界 測定地点 3 村田第二中学校



## (3)測定結果

	硫化水素の最大 濃度(ppm)	認知閾値濃度*1 超過回数(回)	規制基準濃度*2 超過回数(回)	全測定回数*3 (回)
測定地点 1	0	0	0	86,057
測定地点 2	0.010	2	0	86,090
測定地点3	0.005	0	0	85,286

| 認知閾値濃度:硫化水素のにおいであることがわかる弱いにおい(0.006ppm)。

- \*2 規制基準濃度:悪臭防止法を準用した場合に硫化水素の規制基準として示される濃度範囲のうち最も低い(厳しい)濃度(0.02ppm)。
- \*3 全測定回数:機器点検等による欠測を除いた全測定回数。

### (4)問い合わせ先

竹の内産廃処分場対策室 電話 022-211-2691

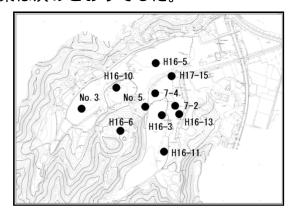
# 5 発生ガス等調査の結果(6月)について

処分場内の11ヶ所のボーリング孔等における硫化水素等の状況を把握するため,毎月, 発生ガス等調査を実施しております。6月の調査結果は次のとおりでした。

- (1)調査日 平成21年6月15日
- (2)測定地点 処分場内11地点

## (3)調査結果

(気圧:1008hpa)



	( X/		,	I	I		I						
調査	項目	地点名	7-2	7-4	H16-10	H16-11	No 3	No 5	H16-3	H16-5	H16-6	H16-13	H17-15
水位		(m)	-2.49	-2.36	-2.28	-3.22	-1.52	-3.16	-3.08	-2.21	-17.34	-2.67	-3.14
孔内温度(管頭下1m)		( )	22.8	22.5	24.6	20.6	21.8	27.2	21.3	24.7	20.3	23.0	22.5
気温		( )	22.5	22.7	23.8	26.2	25.8	24.6	22.5	19.5	27.5	23.7	24.0
浸透水	水温	( )	17.9	21.0	27.3	23.4	23.8	21.4	30.3	17.8	20.5	28.6	20.4
	透視度	(cm)	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	17	50以上	26	50以上
	рН	(mg/l)	6.7	7.2	7.4	7.1	7.6	7.1	7.0	7.6	8.4	7.0	7.4
	硫酸イオン	(mg/l)	12	0.76	3.3	0.60	100	29	0.16	43	21	0.42	<0.1
	塩化物イオン	(mg/l)	9.7	100	170	200	130	100	130	82	50	1200	130
	電気伝導率	(ms/m)	130	140	170	360	150	280	180	120	73	720	180
	酸化還元電位	(mV)	160	120	120	88	87	120	78	110	56	110	130
発生ガス	硫化水素	(ppm)	0.2未満	7	0.6	250	40	0.2未満	0.2未満	0.3	30	20	0.2未満
	二酸化炭素	(%)	8.0	5.0	1.2	10	0.25未満	8.0	2.0	6.0	0.25未満	5.0	0.40
	酸素	(%)	16	10	6未満	6未満	6未満	6未満	6未満	6未満	6未満	8	11
	メタン	(%)	45	40	50	78	80	41	30	76	43	45	10
	発生ガス量	(/min)	0.11	0.02	0.01	0	0.01	0.04	0	0.68	0.66	0.12	0

表中の硫化水素等の発生ガスの濃度は,ボーリング孔の管頭下1mでの値です。 地点名7-2,7-4,H16-10,H16-11はガス抜き管です。ガス抜き管では,発生したガスを2つの活性炭塔で吸着処理しています。処理後の硫化水素濃度は,いずれも0.2ppm未満でした。

表中で硫化水素濃度が 100ppm 以上の値を示した付近には多機能性覆土が設置されております。

#### (4)7月号の訂正とお詫び

7月号に記載した発生ガス等調査の結果(5月)に,次のとおり誤記がありました。 お詫びの上,訂正させていただきます。

< (2)測定地点の図中の地点名 >

(誤) H16-16

(正) H16-6

## 6 8月の環境調査等について

今月は次のとおり環境調査等を実施する予定です。見学を希望される方は,竹の内産廃処分場対策室あて電話でお申し込みください。

なお,都合により調査日程が変更となる場合がありますので,あらかじめ御了承願います。

### (1)環境調査

・発生ガス等調査

毎月,処分場内の11ヶ所のボーリング孔等における硫化水素等を8月11日に調査する予定です。

・大気調査

処分場等の空気に含まれる硫化水素等を8月26日に調査する予定です。

・水質調査

処分場や周辺の地下水などの水質を8月17日に調査する予定です。

・多機能性覆土状況調査

多機能性覆土のガス捕捉能力が適切に維持されていることを 8 月 7 日に調査する予定です。

(2)処分場内の点検

処分場の維持管理として,週3回,場内の巡回点検を実施します。巡回点検では,処分場の覆土や発生ガス処理施設等の点検を行います

(3)問い合わせ先

竹の内産廃処分場対策室 電話 022-211-2691

## 処分場への立入について

現在,処分場におきましては,県で維持管理や環境モニタリングを実施しているところですが,処分場の地下で発生している硫化水素ガスが地表面に発生するおそれや,深さ1m以上の側溝に転落して大きな事故につながるおそれがあるため,廃棄物処理法等の規定に基づき,処分場の周囲にフェンスを設置するとともに,立入禁止の表示板やフェンスガードプレートを設置して,みだりに処分場へ立ち入ることができないようにしています。

もし,処分場に入ろうとしている人を見かけた場合には,立ち入らないようお 声掛けをしていただくなど,地域の皆様の御協力をお願いします。